

芦屋町地域公共交通会議設置条例

(目的)

第1条 芦屋町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる事項を協議するため設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）に規定される生活交通確保維持改善計画の策定及び地域公共交通確保維持改善事業の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること。
- (3) 活性化再生法に規定される地域公共交通網形成計画の策定及び事業の実施に関すること。
- (4) 交通会議の運営方法その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 交通会議は、15名以内で組織し、次に掲げる団体の代表とする。

- (1) 芦屋町
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人福岡県バス協会
- (5) 一般社団法人北九州タクシー協会
- (6) 芦屋町区長会

- (7) 福岡運輸支局
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 福岡県
- (10) 道路管理者
- (11) 公安委員会（警察）
- (12) 学識経験者
- (13) 遠賀町
- (14) その他交通会議が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、第4条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、交通会議の会計監査を行う。
- 4 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(会議)

第8条 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、原則として出席委員の全会一致で決するものとする。ただし、これにより難しいときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(幹事会)

第9条 交通会議は、その運営にあたり連絡調整その他必要な事項を処理するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、第4条第1号に掲げる団体の代表が必要と認めた者をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じ、前項に定める者以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬)

第10条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定による。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、芦屋町環境住宅課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第13条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の運営に要する予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第47号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期)

- 2 この条例の施行の際、現に委員となっている者の任期は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後、平成27年度中に新たに委員となった者の任期は、この条例による改正後の第5条の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成30年9月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。